昭和八年 No. 33

（日報番號六七九号）

小作爭議調查表

（昭和九年四月分）

場所	築上郡三毛門村大字恒富
關係人員	地主 猫田慶次郎 小作人 松尾岩藏
地主關係團体	ナシ
原因	小作人は昭和七年度小作料を全然納入せず（再三地主は之が請求を為したるも應ぜざる）為土地返還を要求せり
發生	昭和八年六月二五日
終熄	昭和九年四月三〇日
關係地種類面積	田 一段七畝
小作人關係團体	ナシ
要求事項	土地返還要求
經過	小作人は昭和六年納入未済置 精神病者にて地主の要求に関心なきものの如く家族と共に植付準備をなせるを以て地主は直接交渉不可能なるを察知し小作調停を申請せんとしたるも昭和八年九月筑紫保養院に入院せり 其家庭状も相当困窮し居るを見 本月三十日小作継続を容認したり
結果	小作継続を容認

財團法人 協調會福岡出張所

備考	
	調停したるも委員会の説示にて下記條件にて解決せり
	一、現在の付口の倍額を以て平年作と認むること